

一般社団法人厚木青色申告会  
代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人厚木青色申告会定款第11条の規定に基づき、代議員選挙に関し必要な事項を定める。

(選挙区の区割り)

第2条 選挙区の区割りは、別表に定める地区会及び部会（以下、「地区会等」という。）とする。

(正会員の所属)

第3条 会員の所属する選挙区は、税理士の場合は税理士部会とし、その他の場合は本会に登録した住所の属する地区会とする。

(定数)

第4条 代議員の定数は、選挙区毎に定めることとし、別表に定めるところによる。

2 正会員数の変動により推薦区毎の定数を変更する必要があるときは、理事会の決議を経なければならない。

(公示等)

第5条 地区会等は、投票期間の初日の40日以前に、選挙期日、選挙すべき代議員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。

2 立候補の締切日は投票期間の初日の14日前とする。

(立候補の届出)

第6条 立候補する正会員は、期日までに立候補届出書を別表に掲げる選挙区の地区会長及び部会長に提出しなければならない。

2 立候補届出書の様式は、理事会の承認を経て別に定める。

(投開票等)

第7条 地区会等は、投票期日の初日までに投票用紙を選挙権を持つ正会員に送付しなければならない。

2 投票は、地区会等に提出する方法とする。

3 投票期間は、その都度地区会等が定めるものとし、最終日までに届いたもの及び最終日までの消印があるものを有効とする。

4 投票用紙は複数記号様式とする。

5 開票は、選挙区の地区会長及び部会長が立ち会う。

(当選人の確定)

第8条 当選人は当該選挙区の定数において、得票数の多い者より順次定める。

2 当選人を決めるに当たり得票数が同じであるときは、当該立候補者によるくじで定める。

3 立候補者が定数と一致若しくは欠員となる選挙区は、無投票当選とする。

(欠員の補充)

第9条 代議員に欠員が生じた場合でも、原則として補充しない。ただし、代議員の総数が定款 11 条に定める最低定数未満になった場合は、欠員となっている地区会等ごとに補欠選挙を実施する。

2 補欠選挙の方法は、前条までの規定を準用する。

(規定の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、本会が一般社団法人の移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

2 一般社団法人移行後の最初の代議員は、この規程に基づいて、社団法人厚木青色申告会において選出された者とする。

3 この規程の一部変更（別表の変更）は令和6年8月3日から施行する。

別表

地区会等名	所 属 地 域 等	令和6年6月20日 付会員数	代 議 員 数
厚木地区会	・厚木市全地区 (厚木1、厚木2、南毛利1) 川入・棚沢、妻田、荻野3 依知1、上依知、小鮎、玉川 清川、他の厚木地区)	1,151人	29人以上44人以内
愛川地区会	・愛川町全域	342人	9人以上13人以内
税理士部会	・税理士	69人	2人以上3人以内
	合 計	1,562人	40人以上60人以内